

河原塚小学校 P T A 細則

表彰並びに慶弔に関する規定

この規定は会則附則 37 条により定める。

(1) 表彰に関する件

県、市の P T A 連合表彰に関する規定による。

(2) 慶弔に関する件

[1] 児童に関する件

(イ) 2 週間以上入院の場合、金 3, 0 0 0 円の見舞金を贈る。

(ロ) 死亡の場合、金 1 0, 0 0 0 円の香料を贈り、役員が参列して代表が弔辞を述べる。

[2] 児童の保護者に関する件

(イ) 死亡の場合、金 5, 0 0 0 円の香料を贈り、代表者が参列して弔辞を述べる。また役員該当学級委員が葬儀に参列する。

(ロ) P T A 行事等の活動中の事故により 2 週間以上に及ぶ入院の場合、金 3, 0 0 0 円の見舞金を贈る。

[3] 教職員に関する件

(イ) 病気等により 2 週間以上に及ぶ入院の場合、金 3, 0 0 0 円の見舞金を贈る。

(ロ) 死亡の場合、金 1 0, 0 0 0 円の香料と供花を贈り代表者が参列して弔辞を述べる。また運営委員が葬儀に参列する。

また「河小児童一同（児童一人金 5 0 円を負担する）」として香料を贈る。

(ハ) 一親等親族の死亡の場合、金 5, 0 0 0 円の香料を贈り、代表者が葬儀に参列する。但し葬儀が遠方の場合には弔電にかえ香料を郵送する。

(3) 災害に関する件

災害の程度により運営委員会で協議の上、見舞金を贈る。

(4) その他

特別の事情のある場合及び緊急を要する場合は、役員が協議して決定し運営委員会に報告する。

(注 1) これらを受けてもお互いに返礼は一切しないことを厳守する。

専門委員、推薦委員及び部の選出

この規定は、会則第 13 章により定める。

専門委員は、会員中より選出する。なお、推薦委員会は保護者、教職員、役員経験者、会計監査経験者及び会計監査より構成する。

委員長・副委員長は委員の互選による。

会計監査の任期

この規定は、会則第 13 章に定める。

会計監査の任期は原則 1 年とする。

サークル活動

この規定は、会則第10章第20条（4）により定める。

第1条 会則第4章5条7項に基づき「健康増進や文化的諸活動を通して、会員の親睦を深めること」を目的としてサークルをおくことができる。

第2条 サークルは会則第3章に基づき、その活動内容を定める。

- 第3条
- ①サークルの設立と解散には、所定の必要書類を会長に提出し、PTA運営委員会で審議の上、承認する。
 - ②サークルには代表者をおく。代表者は、第1回運営委員会と年度末の運営委員会に出席する。
 - ③年度ごとのサークル活動は、PTA会員3名以上をもって成立する。
 - ④第1回運営委員会前までに、部員名簿・新年度の活動予定を書面にし、会長に提出する。
 - ⑤年度末の運営委員会までに、活動報告及び会計報告を書面にし、会長に提出する。
 - ⑥PTA運営委員会の承認を得て、②③④⑤の条件が満たされた場合、活動費を使うことができる。
 - ⑦活動費の額面については、提出された部員名簿・前年度の活動報告、及び会計報告・新年度の活動予定等を基に役員会にて決定する。
 - ⑧サークルの活動は、サークル代表者が責任を持ち、自主的に運営する。
 - ⑨サークル活動を一定期間停止、及び解散する場合は所定の書類に停止、及び解散の理由を記し、会長に提出後PTA運営委員会において承認を得る。

（注2）この規定を改正する場合は運営委員の承認を必要とする。

この会の細則は 昭和49年11月 1日より実施する。

昭和62年 5月11日細則一部改正

平成 2年 5月18日細則一部改正

平成 6年 4月26日細則一部改正

平成12年 5月12日細則一部改正

平成25年12月 5日細則一部改正

平成29年 4月22日細則一部改正（会計監査の任期について）

平成30年 6月13日細則一部改正（サークル活動について）

令和 2年 7月21日細則一部改正（慶弔に関する件（教職員）について）

令和 4年 5月31日細則一部改正（推薦委員会の構成について）

以上